

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第159回 安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和8年4月23日（木） 午後1時25分から午後2時20分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名（委員名簿非公開）
5 市側出席者	【都市計画課】大澤課長、黒岩係長、佐藤主査、三沢主査 【建築住宅課】新保課長、宮川係長
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和8年4月28日

1 会議の概要

- （1）開 会
- （2）あいさつ
- （3）報告事項
- （4）審議案件
- （5）その他
- （6）閉 会

2 議事概要

【1】報告事項

- （1）第158回土地利用審議会会議録について
→誤り等ないことを確認した。

- （2）条例の運用状況等について

《資料説明（事務局）》

○素案の提出後手続きがなされない案件はどのように指導しているのか。

→土地利用制度の改正によって、4月より、素案が出されてから1年以内に事業認定申請書の提出がない場合、素案の取下げがあったものとみなされる。1年を経過した案件は再度素案の提出を求めることとなる。

○明科が過疎地域に指定されたことにより、面積要件は具体的にどのように緩和されたのか。

→「特定開発事業の認定に関する指針」において、「安曇野市過疎地域持続的発展計画にあっては、1戸当りの敷地面積がおおむね250㎡以上」と記し、その他の地域では300㎡以上必要な敷地面積を250㎡以上に緩和している。

【2】審議案件

- 「審議会の同意」審議会意見聴取の省略関係」基準の改定

《資料説明（事務局）》

○空き家の利活用は増えていくか。

→新たに基準を設けたことにより、実施見込みのケースが増えていくと思われる。

○空き家利用における適法に10年以上維持管理されていたという期間の根拠は何か。
→都市計画法において、10年程度を一定期間としている。また、県や松本市についても同様に10年と明記しているため足並みを揃えた。

【3】その他

■次回審議会日程

■令和8年度事務局体制

以上